合格対策

令和 6 年版

一級建築士受験講座

学科 III 法規

一般社団法人 全日本建築士会 編

理工図書

令和 6 年版

合格対策

一級建築士受験講座

学科 III 法規

一般社団法人 全日本建築士会 編

理工図書

「一級建築士受験講座」
発刊にあたって

建築士の資格は昭和 25 年に制定された永い歴史と伝統をもつ国家資格の一つである．この間，科学技術は驚異的な進歩を遂げ，技術革新，巨大科学の時代を迎えた．建築学の分野においても，新工法・新材料の開発は目覚ましく，施工の高度機械化，材料の工場生産化等に伴い，設計施工の手法はますます先端技術化しつつある．

この開発，研究，施工などは，各分野における建築技術者の高い技術水準により支えられている．建築技術者について，必要な技術水準を示す資格として建築士法に基づく「建築士」があり，特に設計，施工監理に従事する人にとっては，不可欠のものとなっていることは言うまでもない．

このような中で，一級建築士の試験は年々難しさを増してきているが，あくまでも資格試験である以上，偏りのない広範な知識と応用力を持っていれば十分合格し得るはずである．

受験者は，おおむね社会に出て第一線で活躍し始めたばかりの中堅技術者であり，勉強の時間も比較的少ないことを思い，真に役立つ知識，応用力が，短時間で身につくよう編集に気を配った．

今回の改訂にあたっては，特に建築士試験制度の改正にも対応し，一方，最近の出題内容の高度化の傾向に対して，既出の問題を徹底的に分析の上に必要事項を増補し，また，その解説を通じて応用的な知識を得られるように問題を特に精選し，基礎・基本から応用まで確実にマスターできる内容のものとした．本文下欄の重要語句は期せずして合格のために最低限必要な単語集となり，本書一冊で総合解説書・精選問題集・用語集の三冊分の価値があるものとなっていると考えている．なお，掲載した過去の試験問題は，実際の試験では出題年度の 1 月 1 日に施行されている法令で解答するものであるが，本書では原則，最新の法令で解説をしている．

編集委員，執筆者は，いずれも豊富な学識，実務経験を有し，全日本建築士会中央建築技術研修所における一級建築士受験講座の講師・模擬試験問題作成等の経験を基に，そのノウハウを本書に凝縮させたものであるから，本書の熟読によって，必ずや合格の栄冠は手中になるものと信ずる次第である．

2023年10月
一般社団法人 全日本建築士会
建築士受験講座編集委員会

建築法規を受験される方へ

建築士試験を受験する多くの人が，試験科目の中で法規は苦手な学科であるという．建築法規はそんなに難しい学科なのだろうか．いや，決して難しい学科ではないのだが，確かに法令集を一読してみても，難しい用語が多く使われているばかりでなく，文章も極めて難解である．試験に合格するために，このわかりにくい法規をどのように勉強すればよいのだろうか．

そこで本書では，それをできるだけわかりやすく，簡潔に要約し，過去に出題された問題を多く掲載し，それに解説と解答を付している．このことは，まず試験問題に十分慣れてもらうということと，それが法令集のどこに規定されているかを知ってもらうことにより，合格しやすいよう配慮しているのである．すなわち，わかりにくい法令自体を熟知することは必要であるが，そのことがどこに規定されているかということを知ることも重要なのである．

平成 21 年より，試験時間等に変更があり，「出題数」は四肢択一式の 30 問，「試験時間」は法規単独で 1 時間 45 分となった．

近年の出題問題を分析してみると，建築基準法（令）とその他の法律（建築士法等）が出題されていて，出題された内容では，前者は法の全体に渡り，総則では用語，手続き規定等，単体規定では建築設備，避難，構造規定等，集団規定では道路，容積・建蔽率，高さ，建築協定，地区計画等が出題されている．その他の法律では多岐にわたり，建築士の罰則規定，都市計画法，消防法，バリアフリー法，耐震改修促進法等が出題されている．ただし，後者の内容は，比較的基本事項に限られている．また，平成 20，24 年度には最高裁判所の民法の判例が出題されている．今回の改訂により本書は建築基準法を柱に，建築士法，都市計画法，建設業法，消防法等，建築業務に直接関係のある法令についても十二分に記述されており，厳選された例題と伴わせて，近年の試験の傾向，新制度にも十分対応するものとなっている．

なお，今回より新たに理工図書(株)からの刊行となりましたが，新たな装いの本書を読者諸氏が十二分に活用されて合格されんことを切望する．

本書を活用して効果的に学習され合格されることを切に願うものである．

2023 年 10 月
一般社団法人全日本建築士会
建築士受検講座編集委員会

目　　次

はじめに …… 1

Ⅰ　建築基準法 …… 3

1　総　　則 …… 5
　1.1　法の目的 …… 5
　1.2　法の構成 …… 5
　1.3　用語の定義 …… 6
　1.4　法の適用除外 …… 13
　1.5　既存建築物に対する制限の緩和 …… 13
　　例　題（解答と解説）…… 19
　1.6　面積・高さ等の算定方法 …… 23
　　例　題（解答と解説）…… 25
　1.7　建築手続 …… 29
　　例　題（解答と解説）…… 41

2　一般構造 …… 49
　2.1　敷地の衛生及び安全 …… 49
　2.2　大規模の建築物の主要構造部等 …… 49
　2.3　採光・換気 …… 52
　2.4　天井高，床高，遮音構造 …… 60
　2.5　階　段 …… 62
　2.6　便　所 …… 64
　　例　題（解答と解説）…… 67

3　構造規定 …… 73
　3.1　構造耐力・計算に関する規定 …… 73
　3.2　構造部材の耐久性に関する規定 …… 80
　　例　題（解答と解説）…… 97

4　耐火構造，防火構造，防火区画等 …… 103
　4.1　耐火構造と耐火建築物 …… 103
　4.2　準耐火構造と準耐火建築物 …… 112
　4.3　防火構造 …… 116
　4.4　準防火性能を有する外壁の構造 …… 118
　4.5　特定防火設備と五つの防火設備 …… 119
　4.6　主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角 …… 120
　4.7　防火区画等 …… 121
　4.8　界壁，防火上主要な間仕切壁，小屋裏隔壁 …… 125
　4.9　自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物 …… 125
　　例　題（解答と解説）…… 127

5　避　　難 …… 133
　5.1　適用される建築物 …… 133

5.2　廊下の設計基準 …… 133
5.3　直通階段の設計基準 …… 134
5.4　避難階段・特別避難階段を設けるべき階の区別 …… 135
5.5　内装制限 …… 144
5.6　避難上の安全の検証と避難規定の適用除外 …… 146
例　題（解答と解説）…… 151

6　建築設備等 …… 161
6.1　給水，排水その他の配管設備の設置及び構造 …… 161
6.2　電気・避雷設備の設置及び構造 …… 162
6.3　エレベーター，エスカレーターの構造 …… 163
例　題（解答と解説）…… 167

7　道　　路 …… 173
7.1　道路の定義 …… 173
7.2　私道の築造基準 …… 174
7.3　道路と敷地 …… 175
7.4　道路内の建築制限 …… 176
7.5　私道の変更又は廃止の制限 …… 176
7.6　壁面線の指定 …… 176
例　題（解答と解説）…… 177

8　用途地域 …… 181
8.1　用途地域及び地区の種類 …… 181
8.2　用途地域の種別 …… 181
8.3　用途地域別主要用途の制限一覧 …… 183
8.4　特別用途地区等 …… 186
8.5　卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置 …… 187
例　題（解答と解説）…… 191

9　建築物の形態規制 …… 195
9.1　容積率の制限 …… 195
9.2　建蔽率の制限 …… 202
9.3　第一種，第二種低層住居専用地域・田園住居地域の外壁の後退距離 …… 204
9.4　建築物の敷地面積 …… 204
9.5　高さ制限 …… 204
9.6　日影による中高層の建築物の高さの限度 …… 219
9.7　高度地区，高度利用地区，特定街区，地区計画等 …… 221
9.8　防火地域又は準防火地域内の建築物 …… 226
9.9　敷地内の空地及び敷地面積の規模（総合設計制度）…… 229
9.10　一定の複数建築物に対する制限の特例 …… 230
例　題（解答と解説）…… 233

10　そ の 他 …… 245
10.1　建築協定 …… 245
10.2　建築審査会 …… 246
10.3　仮設建築物に対する制限の緩和 …… 246
10.4　工作物に対する準用 …… 247
10.5　工事現場の危害防止 …… 250

10.6　建築物の敷地が区域，地域，地区の内外にわたる場合の措置 …… 253
10.7　罰　則 …… 254
10.8　雑　則 …… 257
例　題（解答と解説）…… 259

複合問題 …… 263

Ⅱ　建築士法 …… 271

1　総　　則 …… 272
2　建築士の業務 …… 273
3　免許及び登録 …… 274
4　罰　　則 …… 276
例　題（解答と解説）…… 277

Ⅲ　都市計画法 …… 283
例　題（解答と解説）…… 287

Ⅳ　建設業法 …… 291
例　題（解答と解説）…… 295

Ⅴ　消 防 法 …… 299
例　題（解答と解説）…… 307

Ⅵ　住宅の品確法 …… 311
例　題（解答と解説）…… 315

Ⅶ　バリアフリー法 …… 319
例　題（解答と解説）…… 325

Ⅷ　耐震改修促進法 …… 329
例　題（解答と解説）…… 335

Ⅸ　景 観 法 …… 339
例　題（解答と解説）…… 342

Ⅹ　建築物省エネ法 …… 345
例　題（解答と解説）…… 353

Ⅺ　その他の法令 …… 355
例　題（解答と解説）…… 365

重要語句…… 371

学科　III

はじめに

一般に技術者の共通の欠点とされている法律常識の不備を補足する意味で，建築法規の条文を理解するうえに最小限必要と思われる「事項」について説明する．

(A)　法令の種類

種　類	内　容	略　称	例（建築基準法関係法令）
法　律	国会の議決によって制定される	「法」	建築基準法
政　令	内閣が制定する命令で一般に法律の委任に基づく	「施行令」または「令」	建築基準法施行令
省　令	各省大臣が発する命令で一般に法律の委任に基づく	「施行規則」または「規則」	建築基準法施行規則
条　例	地方公共団体が議会の議決によって制定する		東京都建築安全条例
細　則	地方公共団体の長が発する命令	「施行細則」または「細則」	東京都建築基準法施行細則
告　示	法の認定解釈等について一般に公示するもの		国土交通省告示（不燃材料の指定，平成12年告示第1400号）等

(B)　法令の形式・内容

(a)　形　　式　法令は，一般に題名，本則，附則の部分で構成され，一定の手続を経て官報で公布される．建築基準法に例をとって説明すれば次のとおりである．

題　　名　建築基準法
法令番号　昭和25.5.24
　　　　　法律201
目　　次　第一章　総　則（第1条—第18条）
　　　　　（中略）
　　　　　附　則
本　　則　第一章　総　則
　　　　　（目的）
　　　　　第1条　この法律は……を目的とする．
　　　　　（中略）
附　　則　附　則
　　　　　（施行期日）
　　　　　1.　この法律は……政令の定める日から施行する．（中略）
別　　表　別表　第一
　　　　　（略）

(b)　内　　容　法令の内容は，通常，本則と附則とから成り立っている．

本則には，その法令の目的とする事項についての実質的規定が盛られる．本則は，一般に「条」から成り立っている．「条」には通常見出しがつけられる．一つの条を規定の内容に従って区分する必

要があるときは，これを「項」に分ける．さらに条または項の中において事物の名称等を列記する場合には「号」を用いる．すなわち条→項→号の順になる．法第 59 条を例にとれば，

見出し		(高度利用地区)
本文	条	第 59 条　高度利用地区内において，……(略)
	1 項──	……なければならない．
	──ただし書	ただし，次の……限りではない．
	一号	一　主要構造部が……できるもの
	二号	二　公衆便所，……必要なもの
	三号	三　学校，駅舎，……許可したもの
	2 項──	2　高度利用地区内において，……この限りではない．
	3 項──	3　高度利用地区内の……適用する．
	4 項──	4　高度利用地区内において……適用しない．
	5 項──	5　第 44 条第 2 項の……場合に準用する．

(c)　法令用語

「以下，以上，以前，以後」	起算点を含む．例えば「4 以上の階」には，4 階を含む	
「超える，未満」	起算点を含まない．例えば「500m² を超える」には 500m² を含まない	
「及び」	2 個の並列，同一意味の 3 個以上の並列の最後の連結 A及びB　　A，B及びC	併合接続詞
「並びに」	大きな意味の並列的連結 （A及びB）並びに（C，D及びE）	併合接続詞
「又は」	2 個選択的並列，3 個以上の最後の選択的連結，大きな選択的連結 A又はB　　A，B又はC	選択接続詞
「若しくは」	小さな選択的連結 （A若しくはB）又は（C，D若しくはE）	選択接続詞
「前項」	法令中に複数の項がある場合，すぐ前の項のことをいう	
「前 2 項，前 3 項」	書かれている項の前の 2 つの項，3 つの項のことをいう	
「次の各号」	法令中の項に複数の号がある場合，その号の全部のことをいう	
「次の各号の一」	複数の号のうち，いずれか一つのことをいう	

略語凡例

法……建築基準法　　　　令……建築基準法施行令
士法…建築士法　　　　　士令…建築士法施行令
規則……建築基準法施行規則

I

建築基準法

1　総　　則

1.1　法の目的（法第1条）

建築基準法は，建築物の敷地，構造，設備及び用途に関する最低の基準を定めて，国民の生命，健康及び財産の保護を図り，もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものである．

1.2　法の構成

建築基準法は，次のように大別できる．

表 1.2.1　建築基準法の分類

<table>
<tr><td rowspan="5">建築基準法</td><td>総括規定</td><td></td><td>「第1章」の一部
目的，定義，適用除外
維持保全など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実体規定</td><td>単体規定
（全国どの地域にも適用される）</td><td>主として「第2章」
(1)　構造耐力に関する規定
(2)　防火避難に関する規定
(3)　安全衛生に関する規定
(4)　建築設備，工作物に関する規定</td></tr>
<tr><td>集団規定
（都市計画区域及び準都市計画区域内のみに適用される）</td><td>主として「第3章」
(1)　道路に関する規定
(2)　用途地域に関する規定
(3)　形態制限に関する規定
(4)　防火地域に関する規定
(5)　景観地区に関する規定等</td></tr>
<tr><td>雑則</td><td>主として「第6章」</td></tr>
<tr><td>制度規定</td><td></td><td>「第1章」建築手続，行政機構等
「第4章」建築協定
「第5章」建築審査会
「第6章」の一部，消防長等の同意
「第7章」罰則</td></tr>
</table>

重要語句　建築基準法の分類　　単体規定と集団規定の適用範囲

1.3　用語の定義

次に主要な建築関係の法規上の用語について説明する．

法第２条，令第１条には定義規定が置かれており，法令全体を通じて使われる大事な用語が定義され，法第 92 条の規定に基づき，令第２条で面積，高さ等の算定方法（1．6）が定められている．また，試験には略称規定といわれる各条文中に（　）書きで定義される用語も出題されるので，注意すること．

（1）　建 築 物（法第２条第１号）

土地に定着する工作物のうち，屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のもの*を含む）をいう．更に次のようなものも建築物に該当する．

(イ)　建築物に附属する門又は塀（建築物に附属しない門等は工作物である）．

(ロ)　観覧のための工作物（屋外のスタジアム等），地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所，店舗，興行場，倉庫，その他これらに類する施設（地下街，東京タワーの展望室等）．

(ハ)　建築設備（建築物に設ける電気，ガス，給排水，暖冷房，昇降機等）．

（注）次のものは，法にいう建築物ではない．

(イ)　鉄道，軌道の線路敷地内に設けられた運転保安に関する施設（信号装置，転てつ装置），こ(跨)線橋，プラットホームの上家等．

(ロ)　ガスタンク，貯蔵槽等．

＊（これに類する構造のもの）とは

①　壁を有しない開放的な自動車車庫，自転車置場．

②　スポーツの練習場，水泳場等の上屋

等が考えられる．

なお，一定の基準に適合するこれら簡易な構造の建築物に対しては，法の一部が緩和される．（法第 84 条の２，令第 136 条の９，10，11）

（2）　特殊建築物（法第２条第２号）

建築物の用途の特殊性から，不特定多数の人々が使用するもの，危険物を取扱うもの，あるいは都市計画上都市全体の効用の点から，その位置を決定しなければならないもの等をいう．用途上特殊な建築物のことをいい，建築物の構造又は形態が特殊だということではない．

例えば，学校，体育館，病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店，市場，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，旅館，共同住宅，寄宿舎，下宿，工場，倉庫，自動車車庫，危険物の貯蔵場，と畜場，火葬場，汚物処理施設等．

さらに，法別表第１の(い)欄の特殊建築物は避難規定等に引用されているので，特に重要．

（3）　建築設備（法第２条第３号）

重要語句　建築物　　特殊建築物　　建築設備

建築物と一体となってその機能を高めるために役立つもので，建築物に設ける電気，ガス，給水，排水，換気，暖房，冷房，消火，排煙，汚物処理等の設備，又は煙突，昇降機，避雷針をいう（浄化槽は建築物と離れていても，一体として機能するものは，建築設備とされている）.

（4）　居　　室（法第2条第4号）

居住，執務，作業，集会，娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室のことをいう．この場合，継続的に使用するのは必ずしも同一人とは限らない．一般的には，応接室，台所，店舗の売場，工場の作業室，当直室，会議室，待合室，学校の教室，観客席等は居室とみなされており，更衣室，機械室，玄関，廊下，便所，浴室，洗面所，物置，階段室，車庫等は居室とみなさない.

（5）　主要構造部（法第2条第5号）

壁，柱，床，はり，屋根又は階段をいい，基礎は含まれない．又，構造上重要でない間仕切壁，間柱，付け柱，揚げ床，最下階の床，回り舞台の床，小ばり，ひさし，局部的な小階段，屋外階段等も除かれる（この主要構造部というのは防火的な面からみて主要な部分であって，構造耐力上主要な部分（令第1条第3号）とは異なる）.

（6）　延焼のおそれのある部分（法第2条第6号）

隣地境界線，道路中心線，又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500m²以内の建築物は，1の建築物とみなす）相互の外壁間の中心線から，1階にあっては3m以下，2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分をいう（図1.3.1参照).

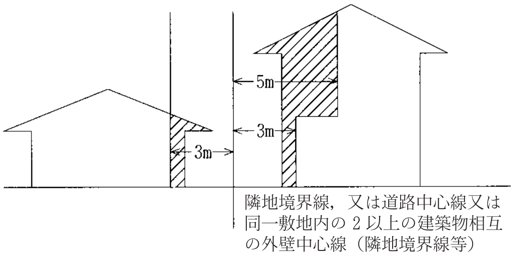

図1.3.1　延焼のおそれのある部分
（法第2条第6号）

ただし，(イ)防火上有効な公園，広場，川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分，(ロ)建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて，当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分を除く（同号ただし書).

（7）　耐火構造（法第2条第7号，令第107条）

壁，柱，床その他の建築物の部分の構造のうち，耐火性能（通常の火災が終了するまでの間，当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造，れんが造その他の構造で，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう.

重要語句　居室　　主要構造部　　延焼のおそれのある部分　　耐火構造

（8）　準耐火構造（法第 2 条第 7 号の 2，令第 107 条の 2，令第 112 条第 2 項）

壁，柱，床その他の建築物の部分の構造のうち，耐火構造に次ぐ構造方法で，通常の準耐火構造（45分）と耐火構造に近い準耐火構造（1 時間）等とがある．準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう．

（9）　防火構造（法第 2 条第 8 号，令第 108 条）

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち，防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗，しっくい塗その他の構造で，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう．

（10）　不燃材料（法第 2 条第 9 号，令第 108 条の 2 ）

建築材料のうち，不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので，国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう．

（11）　準不燃材料（令第 1 条第 5 号）

建築材料のうち，通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後 10 分間令第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては，同条第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしているものとして，国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう．

（12）　難燃材料（令第 1 条第 6 号）

建築材料のうち，通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後 5 分間令第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては，同条第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしているものとして，国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう．

・不燃材料，準不燃材料，難燃材料の違い

表 1.3.1　不燃材料・準不燃材料・難燃材料の性能基準

材　料	根拠規定	加熱時間	必要な性能の技術的基準（令第 108 条の 2 ）
不 燃 材 料	法第 2 条	20 分間	1　不燃性；燃焼しないものであること． 2　非損傷性；防火上有害な変形，溶融，き裂その他の損傷を生じないものであること． 3　ガス有毒性；避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること（外部の仕上材料は除く）． 左記加熱時間内上記要件を満たしていること．
準不燃材料	令第 1 条	10 分間	
難 燃 材 料	令第 1 条	5 分間	

重要語句　**準耐火構造**　**防火構造**　**不燃材料**　**準不燃材料**　**難燃材料**

不燃材料のみ法，他は施行令

準不燃材料；準不燃材料及び不燃材料

難 燃 材 料；難燃材料，準不燃材料及び不燃材料

「法令の用語の使用に当たっては，上位の性能を有する材料，構造等は，下位の材料，構造等に包含されるものとして整理した」平 12. 6 . 1 建設省課長通知より

(13)　耐水材料（令第 1 条第 4 号）

れんが，石，人造石，コンクリート，アスファルト，陶磁器，ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう．

(14)　耐火建築物（法第 2 条第 9 号の 2 ，令第 108 条の 3 ）

次に掲げる基準に適合する建築物をいう．

(イ)　その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること．

(1)　耐火構造であること．

(2)　次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあっては，(i)に掲げる性能に限る）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること．

(i)当該建築物の構造，建築材料及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること．

(ii)当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること．

(ロ)　その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に，防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る）を有すること．

したがって，耐火建築物は，必ずしも耐火構造にする必要はない．

(15)　準耐火建築物（法第 2 条第 9 号の 3 ，令第 109 条の 3 ）

耐火建築物以外の建築物で，(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し，外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を有するものをいう．

(イ)　準耐火構造の準耐火建築物（法第 2 条第 9 号の 3 イ）

主要構造部を準耐火構造としたもので，層間変形角（令第 109 条の 2 の 2 ）の限度（原則 1/150 以内）も定められている．

(ロ)　(イ)に掲げる建築物以外の建築物であって，(イ)に掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの．

(1)　外壁耐火の準耐火建築物（令第 109 条の 3 第 1 号）

外壁を耐火構造とした建築物で，屋根の延焼のおそれのある部分の構造が，通常の火災に 20 分間の遮炎性を有するものとして国土交通大臣が定めたもの又は同大臣の認定を受けたも

重要語句　**上位の性能を有する材料，構造等**　**耐水材料**　**耐火建築物**　**準耐火建築物**

の.

⑵ 不燃構造の準耐火建築物（令第 109 条の 3 第 2 号）

主要構造部である柱及びはりを不燃材料で，その他の主要構造部が準不燃材料で造られ，外壁の延焼のおそれのある部分，屋根，床が一定の構造であるもの.

防火関係の性能に関する用語の定義をまとめると，表 1.3.2 の通りである.

表 1.3.2　防火関係の性能に関する用語の定義

耐火性能 （法第 2 条第 7 号）	通常の火災が終了するまでの間，当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう.
準耐火性能 （法第 2 条第 7 号の 2 ）	通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう.
防火性能 （法第 2 条第 8 号）	建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう.
準防火性能 （法第 23 条）	建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう.
不燃性能 （法第 2 条第 9 号）	通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう.
遮炎性能 （法第 2 条第 9 号の 2 ）	通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう.
区画避難安全性能 （令第 128 条の 6 第 2 項）	当該区画のいずれの室で火災が発生した場合においても，当該区画部分に存する者の全てが当該区画部分から当該区画部分以外等まで避難を終了するまでの間，当該区画部分の各居室及び当該区画部分以外の部分等に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において，避難上支障のある高さまで煙又はガスが降下しないものであること.
階避難安全性能 （令第 129 条第 2 項）	当該階のいずれの火災室で火災が発生した場合においても，当該階に存する者のすべてが当該階から直通階段の一までに避難を終了するまでの間，当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において，避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであること.
全館避難安全性能 （令第 129 条の 2 第 3 項）	当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても，当該建築物に存する者のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間，当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下，階段その他の建築物の部分において，避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであること.

重要語句　耐火性能　準耐火性能　防火性能　準防火性能　不燃性能　遮炎性能
区画避難安全性能　階避難安全性能　全館避難安全性能

(16)　設　　計（法第2条第10号，士法第2条第6項）

その者の責任において，建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図の類は除く）及び仕様書を作成することをいう．例えば建築士事務所を管理している建築士が，部下に指示して設計させた場合でも，その事によって起きた責任は逃れることはできないとされている．

(17)　工事監理者，設計者，工事施工者（法第2条第11号，17号，18号）

工事監理者とは，建築士法第2条第7項に規定する工事監理（その者の責任において，工事を設計図書と照合し，それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること）をする者をいう．設計者とは，その者の責任において，設計図書を作成した者をいい，構造／設備関係規定に適合することを確認した構造設計／設備設計一級建築士を含む者をいう．工事施工者とは，建築物，その敷地若しくは第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう．

(18)　設計図書（法第2条第12号，士法第2条第5項）

建築物，その敷地又は法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く）及び仕様書をいう．

(19)　建　　築（法第2条第13号）

建築物を新築し，増築し，改築し，移転することをいう．この場合，修繕や模様替は含まれない．なお，ここでいう改築とは建築物の全部若しくは一部を除却したり，又は災害などによって滅失した後，引き続いてこれと用途，規模，構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう．材料の新旧は問わない．又，移転とは，建築物を解体せずに移動することをいう．現行法等に適合しない建築物を移転する場合，その移転が同一敷地内であるとき又は敷地外へ移転する場合で，特定行政庁が，交通上，安全上，防火上，避難上，衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合は，現行法等に適合するよう改修せずそのまま移転することができる（法第86条の7第4項，令第137条の16）．

(20)　特定行政庁（法第2条第35号，令第2条の2）

法における確認及び検査等に関する業務の実施について，とくに権限を与えられている行政組織の長を特定行政庁といい，その行政組織には，一定の資格を有する建築主事を置かなければならない．建築基準法では，次のように定義している．

「建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい，その他の市町村の区域については都道府県知事をいう．ただし，第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については，都道府県知事とする」．したがって，特定行政庁は建築物についての是正命令を出すとか，諸種の許可，認可，指定等を行う等，建築基準法の実施上きわめて広汎な権限を有している．（表1.7.4参照）

重要語句　設計　工事監理者　設計者　工事施工者　設計図書　建築　特定行政庁

(21)　大規模の修繕，模様替（法第 2 条第 14 号，15 号）

建築物の主要構造部（壁，柱，はり，屋根等）の一種以上について行う過半の修繕若しくは模様替をいう．法第 6 条第 1 項第一号から第三号に掲げる建築物の大規模の修繕，模様替を行う場合は，確認申請等の適用を受ける．

(22)　敷　　地（令第 1 条第 1 号）

一の建築物，又は用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物（母屋と離れ等）のある一団の土地をいう．

(23)　地　　階（令第 1 条第 2 号）

床が地盤面下にある階で，床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの 1 / 3 以上のものをいう．地盤面が水平でない場合は平均地盤面から測ることになる．

(24)　構造耐力上主要な部分（令第 1 条第 3 号）

基礎，基礎ぐい，壁，柱，小屋組，土台，斜材（筋かい，方づえ，火打材その他これらに類するものをいう），床版，屋根版又は横架材（はり，けた，その他これらに類するものをいう）で，建築物の自重若しくは積載荷重，積雪荷重，風圧，土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう．主要構造部と混同しないように注意すること．

(25)　特定天井（令第 39 条第 3 項及び第 4 項）

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして吊り天井が指定され，その構造方法は告示で定める方法又は大臣の認定を受けたものとしなければならない．また，腐蝕等の劣化のおそれがあるものには，劣化防止措置をした材料を使用する．

(26)　その他の用語

1 ）　建築主（法第 2 条第十六号）
2 ）　プログラム（法第 2 条第三十四号）
3 ）　建築基準関係規定（法第 6 条第 1 項，令第 9 条）
4 ）　特定工程（法第 7 条の 3 第 1 項第一号，令第 11 条）
5 ）　安全上，防火又は衛生上重要である建築物の部分（法第 37 条，令第 144 条の 3 ）
6 ）　平均地盤面からの高さ（法第 56 条の 2 第 1 項，法別表第 4 ）
7 ）　耐水材料（令第 1 条第四号）
8 ）　避難階（令第 13 条第一号）
9 ）　有効細長比（令 43 条第 6 項）
10）　損傷限界耐力（令第 82 条の 5 第三号）
11）　防火設備（令第 109 条第 1 項）
12）　特定防火設備（令第 112 条第 1 項）
13）　強化天井（令第 112 条第 4 項第一号）
14）　防煙壁（令第 126 条の 2 第 1 項）
15）　学校等（令 126 条の 2 第 1 項第二号）

重要語句　**大規模の修繕，模様替　　敷地　　地階　　構造耐力上主要な部分　　特定天井**

1.4　法の適用除外（法第３条）

建築物は原則として，建築基準法令が適用されるのであるが，中には適用することが適当でないものもある．本条は適用除外となる建築物を定める規定である．

第１項　国宝等の建築物及びその原形を再現するものを，次のように適用除外建築物としている．材料，構造等を規制することが，その建築物の価値を著しく損なうからである．

第１号　国宝，重要文化財，重要有形民俗文化財，特定史跡名勝天然記念物，史跡名勝天然記念物等に指定され，又は仮指定された建築物．

第２号　旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品等として認定された建築物．

第３号　文化財保護法第 182 条第２項の条例，その他の条例の定めるところにより，現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（以下「保存建築物」という．）で，特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの．

第４号　第１号若しくは第２号に掲げる建築物又は保存建築物であったものの原形を再現する建築物で，特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの．

第２項　法令の施行又は適用の際に，それ以前からある建築物又は建築，修繕又は模様替の工事中のものは適用除外になる．いわゆる既存不適格建築物．

適法に建築されたものが，その後にできた法令に適合しなくなった場合に，そのつどその建築物に新しい法令を適用して建築物の改修等を義務づけることは社会的安定性を著しく損なうことになるからである．

第３項　次のものは第２項の既存不適格建築物とはならないことを定めている．すなわち，次に該当するものは，第２項の救済が受けられないこととなる．

第１号　従前の法令に違反しているもの．

第２号　従前の地域，地区等の制限に違反しているもの．

第３号，第４号　法令の施行，適用後に増築，改築，移転，大規模の修繕，大規模の模様替をするもの．

第５号　法令にいったん適法となったもの．

1.5　既存建築物に対する制限の緩和（法第 86 条の７）

1.5.1　既存建築物の増築等への緩和（法第 86 条の７）

（１）　緩和を受ける場合の増築等の範囲

第１項　法律施行する前から存在する建築物に対しては，一種の既得権保護という観点から，一定の緩和措置が認められている．表 1.5.1 に緩和の対象となる法規ごとの増築等の範囲を示す．

重要語句　法の適用除外　　重要文化財の再現　　既存建築物に対する制限の緩和

表 1.5.1　法第 86 条の 7 に基づく既存建築物に対する制限の緩和（令第 137 条～第 137 条の 12）

関 係 法 規	増 築 等 の 範 囲	範囲を定める政令
構造関係規定 （法第 20 条）	一号イ　増，改築の全て（二号及び三号に掲げる範囲を除く） 一号ロ　増，改築の全て（ただし，その他の部分とエキスパンションジョイント等で構造上独立していること） 二号　増，改築の部分の床面積の合計が基準時*における延べ面積の 1 / 20（50m² を超える場合は 50m²）を超え，1 / 2 を超えないこと 三号　増，改築の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の 1 / 20（50m² を超える場合は 50m²）を超えないこと	令第 137 条の 2
防火壁及び防火床（法第26条）	増築及び改築については，工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50m² を超えないこと	令第 137 条の 3
耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係 （法第 27 条）	・増築及び改築に係る部分の床面積が 50m² を超えないこと ・増築では，劇場の客席，病院の病室，学校の教室などの特殊建築物の主たる用途に供する部分の増築は除く	令第 137 条の 4
増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	・建築材料に石綿等を添加しないこと（法第 28 条の 2 第一号） ・石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用しないこと（法第 28 条の 2 第二号）	令第 137 条の 4 の 2
石綿関係 （法第 28 条の 2）	一号　増，改築部分の床面積が基準時の延べ面積の 1 / 2 を超えないこと 二号　増，改築部分に石綿を添加した建築材料を使用しないこと 三号　既存部分が，石綿を飛散させるおそれがないものとし国土交通大臣が定める基準に適合	令第 137 条の 4 の 3 平 18 告示第 1173 号
長屋などの界壁 （法第 30 条）	・増築後の延べ面積が基準時の 1.5 倍を超えないこと ・改築の床面積が基準時の延べ面積の 1 / 2 を超えないこと	令第 137 条の 5
非常用の昇降機 （法第 34 条第 2 項）	一号　増築部分の高さが 31m を超えず，かつ増築床面積の合計が基準時の延べ面積の 1 / 2 を超えないこと 二号　改築部分の床面積の合計が基準時の延べ面積の 1 / 5 を超えずかつ改築部分の高さが基準時における当該部分の高さを超えないこと	令第 137 条の 6
用途地域 （法第 48 条第 1 項～第 14 項）	一号　増，改築は基準時の敷地内で，増，改築後の延べ面積，建築面積の割合は基準時の敷地面積に対して適合すること 二号　増築後の床面積は基準時の 1.2 倍を超えないこと 三号　増築後不適合部分の床面積は基準時不適合部分の 1.2 倍を超えないこと 四号　増築後原動機の出力，台数は基準時の 1.2 倍を超えないこと 五号　用途の変更は伴わないこと（類似の用途を除く）	令第 137 条の 7 令第 137 条の 19 第 2 項
容積率 （法第 52 条第 1 項，第 2 項，第 7 項） 特定街区の容積率 （法第 60 条第 1 項）	一号　増，改築部分はエレベーター昇降路の部分又は自動車車庫等の対象部分*となること. 二号　増築前のエレベーターの昇降路部分，共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下，階段の用に供する部分及び自動車車庫等の対象部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超	令第 137 条の 8

重要語句　基準時

（表 1.5.1 つづき）

関 係 法 規	増 築 等 の 範 囲	範囲を定める政令
	えないこと. 三号　増，改築後の自動車車庫等の対象部分のそれぞれの設置部分の面積が，増，改築後の建築物の床面積の合計に下記の割合を乗じて得た面積を超えないこと. 自動車車庫等部分　1 / 5 備蓄倉庫部分・蓄電池設置部分　1 / 50 自家発電設備設置部分・貯水槽設置部分・宅配ボックス設置部分　1 /100	
高度利用地区 （法第 59 条第 1 項） 都市再生特別地区 （法第 60 条の 2 第 1 項） 特別用途誘導地区 （法第 60 条の 3 第 1 項）	一号　増築後の建築面積，延べ面積は基準時の 1.5 倍を超えないこと 二号　増築後の建築面積が地区について定められた建築面積の 2 / 3 を超えないこと 三号　増築後の容積率が地区について定められた割合の 2 / 3 を超えないこと 四号　改築部分の床面積が基準時の延べ面積の 1 / 2 を超えないこと	令第 137 条の 9
防火地域 （法第 61 条） 特定防災街区整備地区（法第 67 条第 1 項）	一号　増，改築の床面積の合計は $50m^2$ を超えずかつ基準時の延べ面積を超えないこと 二号　増，改築後，階数 2 以下かつ延べ面積 $500m^2$ を超えないこと 三号　増，改築の外壁，軒裏は防火構造とすること 四号　増，改築の外壁の延焼のおそれのある開口部に 20 分間防火設備を設けること 五号　増，改築以外の外壁の延焼のおそれのある開口部に 20 分間防火設備を設けること	令第 137 条の 10
準防火地域 （法第 61 条）	一号　増，改築の床面積の合計は $50m^2$ を超えないこと 二号　増，改築後，階数 2 以下であること 三号　増，改築の外壁，軒裏は防火構造とすること 四号　増，改築の外壁の延焼のおそれのある開口部に 20 分間防火設備を設けること 五号　増，改築以外の外壁の延焼のおそれのある開口部に 20 分間防火設備を設けること	令第 137 条の 11
大規模の修繕，大規模の模様替	1 項　法第 20 条は構造耐力上の危険性が増大しなければ適用除外 2 項　防火壁等適用の除外（注） 3 項　・修繕・模様替えする部分に石綿を添加した建築材料を使用しないこと ・修繕・模様替えする部分以外が石綿を飛散させるおそれがないものとし，国土交通大臣が定める基準に適合すること 4 項　類似の用途変更を除いて用途変更が伴わなければ用途地域の適用の除外 5 項　外壁の延焼のおそれのある開口部に 20 分間防火設備を設けること	令第 137 条の 12

＊基準時：引き続きそれらの規定の適用を受けない始期（法改正等によりその新しい規定に適合しなくなった時）令第 137 条

（注）既存不適格建築物を修繕，模様替する場合には，次のものが適用の除外として許容される.

防火壁，特殊建築物への耐火建築物等への義務付け，界壁の防音，非常用昇降機，壁面線による建築制限，卸売り市場等の用途に供する特殊建築物の位置，容積率，建蔽率，第 1，2 種低層住居専用地域又は田園住居地域における外壁の後退距離，第 1，2 種低層住居専用地域又は田園住居地域における建築物の高さの限度，建築物の各部分の高さ，日影による高さの制限，特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度，高層住居誘導地区，高度地区，高度利用地区，特定街区，都市再生特別地区，居住環境向上用途誘導地区，特別用途誘導地区，特定防災街区整備地区，景観地区.

＊自動車車庫等の対象部分　自動車車庫等部分，備蓄倉庫部分，蓄電池設置部分，自家発電設備設置部分，貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分をいう.

第2項　既存不適格建築物で2以上の独立部分に対する緩和

既存不適格建築物のうち，構造耐力規定又は避難規定が適用される場合，一の建築物であっても，別の建築物とみなすことが可能な独立部分が2つ以上あるものについて増築等を行う場合には，増築等を行う独立部分以外の部分に対しては，これらの規定は適用しない．なお，独立部分は次のように定義されている．

1)　構造耐力規定では，2以上の部分がエキスパンションジョイントで相互に応力を伝えない構造的に分離されている部分（法第20条第2項）

2)　避難関係規定では，避難系統が耐火構造の壁等で分離されている部分（令第137条の14第二号）

第3項　既存不適格建築物で，居室の採光，換気，石綿以外の指定物質の飛散等の衛生上の措置，地階の住宅等の居室，界壁，便所，電気設備，昇降機，無窓居室等の主要構造部などの単体規定の適用を受けない建築物を増築する場合は，増築する部分以外に対して，これらの規定は適用しない．

第4項　同一敷地内で移転する場合又は特定行政庁が交通上，安全上，防火上，避難上，衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認めるものは，法第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず，建築基準法令の規定は適用しない．

（2）　制限緩和の内容

構造耐力規定（法第20条）の適用を受けない既存不適格建築物について，一定の条件のもと，増，改築等について制限の緩和を受けることができる．

・令第137条の2　構造耐力関係

第一号イ　既存建築物と増，改築部分とを構造的に一体とした場合の増築（増，改築部分の面積制限なし）

1）建築物全体（既存部分及び増改築部分）は以下の基準に適合させる．

・現行の構造計算基準（令第3章第8節）に適合させる．

2）増，改築部分は以下の基準に適合させる．

・現行の仕様規定（令第3章第1節から第7節の2），令第129条の2の3及び法第40条に基づく条例（構造耐力に関するもの）に適合させる．

3）既存部分は次の基準に適合させる．

・耐久性等関係規定に適合させる．

・自重，積載荷重，積雪荷重，風圧，土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落，屋根ふき材，特定天井，外装材及び屋内に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（平成17年国土交通省告示第566号).

第一号ロ　既存建築物と増，改築部分とをエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合の増築（増，改築部分の面積制限なし）

1）増，改築部分は以下の基準に適合させる．

・現行の構造計算基準に適合させる．
・現行の仕様規定に適合させる．
2）既存部分は以下の基準及び構造計算に適合させる．
・耐久性等関係規定に適合させる．
・耐久性等関係規定に適合し，かつ，自重，積載荷重，積雪荷重，風圧，土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落，屋根ふき材，特定天井，外装材及び屋内に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（平成17年国土交通省告示第566号）．

第二号　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1 /20（$50m^2$を超える場合にあっては，$50m^2$）を超え，1/2を超えないこと．増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること．

イ　耐久性等関係規定に適合し，かつ，自重，積載荷重，積雪荷重，風圧，土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落，屋根ふき材，特定天井，外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（平成17年国土交通省告示第566号）．

ロ　第3章第1節から第7節の2まで（第36条及び第38条第2項から第4項までを除く）の規定に適合し，かつ，その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（法第20条第1項第四号に掲げる建染物である場合に限る）．

ハ　前号に定める基準に適合するものであること．

第三号　小規模な増築

増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1 /20（$50m^2$を超える場合にあっては，$50m^2$）を超えないこと．増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること．

イ　次に掲げる基準に適合するものであること．

(1) 増築又は改築に係る部分が第3章及び第129条の2の4の規定並びに法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること．

(2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと．

ロ　前2号に定める基準のいずれかに適合するものであること．

1.5.2　既存の一の建築物を2以上の工事に分けて増築等を行う場合への緩和（法第86条の8）

(A)　全体計画の認定（法第86条の8第1項）

特定行政庁は，既存不適格建築物を複数の工事に分けて段階的に建築基準法令に適合させていく計画について，認定を行うものである．全体計画認定時に既存不適格となっている規定については，各工事の完成後において危険性等が増大しないことについて，既存不適格となっている規定ごとに確認する必要がある．その際は次の事項に留意すること．

① 構造関係規定　② 防火関係規定　③ 避難関係規定　④ 設備関係規定

最初の工事で増築のみを行い，その後の工事において既存不適格である部分について改修を行っていく計画は，当該建築物の危険性等の増大の観点から特に慎重に審査することが望ましい．

(B) 他制度の併用

1）耐震改修のために増築（壁のない部分に壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る），大規模の修繕又は大規模の模様替えを行い，その後に防火・避難関係の改修を行うような場合は，建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づく耐震改修の計画に係る認定制度を活用することができる．

2）建築物を使用しながら増築等を行う場合は，法第 7 条の 6 第 1 項第一号又は第二号の規定による仮使用認定制度を活用することができる．

3）法第 86 条の 7 第 1 項から第 3 項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和と，全体計画認定とを併用することができる．例えば，法第 86 条の 7 第 2 項の規定により部分的に遡及適用される工事について，全体計画認定により複数の工事に分けて行う場合，全体計画に係るすべての工事が完了した時点で増築等をする部分と一連の部分のみに建築基準法令の規定が適用されることとなる．

1.5.3　公共事業の施行等による敷地面積の減少についての措置（法第 86 条の 9）

道路等の施行により敷地面積が減少したときに，建築物の敷地面積に係る規定に適合しなくなる場合には，既存不適格建築物扱いをする．

例　題

◀用語の定義▶

（この問題の解答と解説は 21 ページにあります）

【No. 1】

次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．

1．一戸建て住宅に附属する塀で幅員 4 m の道路に接して設けられるものは，「延焼のおそれのある部分」に該当する．

2．病院の入院患者のための談話室は，「居室」に該当する．

3．天井面から 50 cm 下方に突出した垂れ壁で，不燃材料で造られたものは，「防煙壁」に該当する．

4．既存建築物に設けられている木造の屋外階段を全て鉄骨造に取り替えることは，「大規模の模様替」に該当する．（R 4－2）

【No. 2】

次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．

1．高架の工作物内に設ける店舗は，「建築物」である．

2．傾斜地等で敷地に高低差のある場合は，建築物の避難階が複数となることがある．

3．「遮炎性能」とは，通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう．

4．建築材料の品質における「安全上，防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には，主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる．

（H 30－1）

【No. 3】

次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．

1．脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井は，「強化天井」である．

2．特定都市河川浸水被害対策法第 10 条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で，建築物の敷地，構造又は建築設備に係るものは，「建築基準関係規定」である．

3．建築物の自重，積載荷重等を支える最下階の床版は，「構造耐力上主要な部分」である．

4．防火戸であって，これに通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして，国土交通大臣の認定を受けたものは，「特定防火設備」である．

（R 5－1）

【No. 4】

次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか.

1．港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第8条の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地，構造又は建築設備に係るものは，「建築基準関係規定」に該当する.

2．防火戸であって，これに通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして，国土交通大臣の認定を受けたものは，「特定防火設備」に該当する.

3．耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあっては，「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして，所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない.

4．建築物の自重，積載荷重等を支える最下階の床版は，「構造耐力上主要な部分」に該当する.（R2-1）

【No. 5】

次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか.

1．建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を，「準防火性能」という.

2．天井面から50cm下方に突出した垂れ壁で，不燃材料で覆われたものは，「防煙壁」に該当する.

3．電子計算機に対する指令であって，一の結果を得ることができるように組み合わされたものを，「プログラム」という.

4．木造，地上2階建ての建築物において，土台の過半について行う修繕は，「大規模の修繕」に該当する.（R1-1）

【No. 6】

次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか.

1．土地に定着する観覧のための工作物は，屋根を有しないものであっても，「建築物」に該当する.

2．幼保連携型認定こども園は，「特殊建築物」に該当する.

3．鉄筋コンクリート造，地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程は，「特定工程」に該当する.

4．火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は，「建築設備」に該当する.（R3-1）

解答と解説

◀用語の定義▶

【No. 1】1．法第2条第六号の規定により，正しい．

2．法第2条第四号の規定により，正しい．

3．令第126条の2第1項本文かっこ書きにより，正しい．

4．「大規模の模様替」は法第2条第十五号に，主要構造部は同条第五号で定義されているが，屋外階段は主要構造部に該当せず，誤り．　〔解答〕 4

【No. 2】1．法第2条第一号により，正しい．

2．令第13条第1項第一号により，正しい．

3．法第2条第九の二号ロかっこ書きにより，遮炎性能が定められており，通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいうのである．誤り．

4．法第37条，令第144条の3第五号により，正しい．　〔解答〕 3

【No. 3】1．脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井は令第39条第3項の「特定天井」であり，強化天井は誤り．強化天井（令第112条第4項第一号参照）

2．法第6条第1項，「特定都市河川浸水被害対策法第10条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定」は令第9条第十六号の建築基準関係規定に該当し，正しい．

3．令第1条第三号の規定により，正しい．

4．令第112条第1項柱書により，正しい．　〔解答〕 1

【No. 4】1．建築基準関係規定は，法第6条第1項で用語が定義され，具体的な法令は令第9条に規定されている．港湾法第40条第1項は令第9条第三号，特定都市河川浸水被害対策法第10条は令第9条第十六号にそれぞれ規定されており，建築基準関係規定に該当する．正しい．

2．特定防火設備は，令第112条第1項で定義される．正しい．

3．法第2条第九号の二イ (1)，(2)（ⅰ）により，外壁以外の主要構造部は「耐火構造」または「当該建築物の構造，建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること．」と規定されており，「周囲において発生する…」は誤り．

4．令第1条第三号により「構造耐力上主要な部分」に該当する．正しい．　〔解答〕 3

【No. 5】1．法第23条により，正しい．

2．令第126条の2第1項により，正しい．

3．法第2条第三十四号により，正しい．

4．大規模の修繕とは，主要構造部の過半の修繕であり，土台は令第1条第三号の構造耐力上主要な部分ではあるが，法第2条第五号の主要構造部には該当しない．誤り．　〔解答〕 4

【No. 6】 1．法第2条第一号により，正しい．

2．法第6条第1項第一号，法別表第1(い)欄(2)項，令第115条の3第一号により，正しい．

3．法第7条の3第1項第一号，令第11条により，正しい．

4．建築設備は法第2条第三号で規定されており，防火戸は建築設備に該当しない．誤り．防火戸は防火設備（法第2条第九号の二ロ，令第109条第1項）である．

〔解答〕 4

1.6　面積・高さ等の算定方法

ここでは，面積・高さの算定方法に関する用語について説明する．なお，容積率や建蔽率，高さの制限など形態制限については，第9章を参照のこと．

1.6.1　面積の算定

（A）　敷地面積（令第2条第1項第1号）

敷地の水平投影面積をいい，法第42条第2項，第3項又は第5項の規定による道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は，算入しない．

（B）　建築面積（令第2条第1項第1号）

建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く．）の外壁又は柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう．ただし，軒，ひさし，はね出し縁その他これらに類するもの（以下「軒等」という．）で外壁又は柱の中心線から1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m（工場又は倉庫に供する建築物で専ら貨物の積卸し等の業務のために設ける軒等で国土交通大臣が定めるもの（以下「特例軒等」という．）にあっては5m）後退した線で囲まれた部分の水平投影面積による（令5告示第143号）．

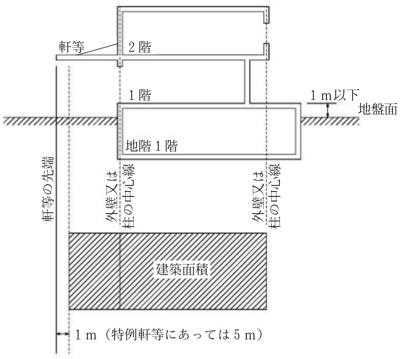

図1.6.1　面積の算定

また，国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については，当該建築物の端から1m以内の部分の水平投影面積は，建築面積に算入しない（平5告示第1437号）．

（C）　床 面 積（令第2条第1項第3号）

建築物の各階又はその一部で，壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう．床面積とは，客席の床面積，5階の床面積などと限定して使われる．また，通常形式のバルコニーや単に通路として使用するピロティなどは，一般に床面積に算入しない．

（D）　延べ面積（令第2条第1項第4号）

各階の床面積の合計をいう．ただし，法第52条第1項による延べ面積の算定の場合には，自動車車庫，駐輪場（通路を含む）の部分は，建築物の延べ面積の合計の1/5，備蓄倉庫部分，蓄電池設置部分1/50，自家発電設備設置部分，貯水槽設置部分，宅配ボックス設置部分 1/100を限度として算入しない（令第2 条第3項）．このほかに以下等がある．

・住宅，老人ホーム等の地階部分の特例（法第52条第3項，第4項）
・エレベーターの昇降路の部分，共同住宅，老人ホーム等の共用の廊下又は階段部分の特例（法第52条第6項）
・地区計画等による区域内における特例（法第68条の4）
・高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という．）による特例（法第19条，第24条）

重要語句　建築面積　　延べ面積

（E）　**築造面積**（令第 2 条第 1 項第 5 号）

工作物の水平投影面積による．ただし，国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については，その算定方法による（昭 50 告示第 644 号）．

1.6.2　高さ，階数の算定

（A）　**建築物の高さ**（令第 2 条第 1 項第 6 号）

（a）　**一般の場合**　　地盤面からの高さによる（図 1.6.2 の h_1）．階段室，昇降機塔，装飾塔，物見塔，屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が，当該建築物の建築面積の 1 / 8 以内の場合には，その部分の高さは 12m（低層系住居専用地域，田園住居地域の絶対高さ等の場合は 5 m）までは当該建築物の高さに算入しない（図 1.6.2 の h_3）．

建物が接する地盤が水平でない場合は，平均地盤から測る．また，地盤の高低差が 3 m を超える場合においては，その高低差 3 m 以内ごとの平均地盤から測る（令第 2 条第 2 項）．

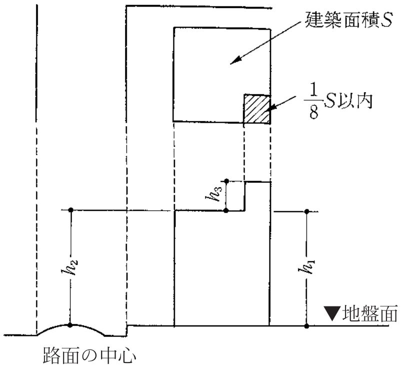

図 1.6.2　高さの算定

（b）　**道路斜線の場合**　　法第 56 条第 1 項第 1 号（道路の幅員による高さの斜線制限）の規定又は令第 130 条の 12 及び第 135 条の 19 の規定による高さの算定については，前面道路の路面の中心からの高さによる（図 1.6.2 の h_2）．

（c）　**避雷針等**　　法第 33 条（避雷設備）．法第 56 条第 1 項第 3 号（北側斜線制限）及び法第 58 条（高度地区の北側の前面道路又は隣接境界線による高さの斜線制限）等の場合の建築物の高さは，屋上の高架水槽や塔屋部分（図 1.6.3 の A）なども含めて高さに算入する．

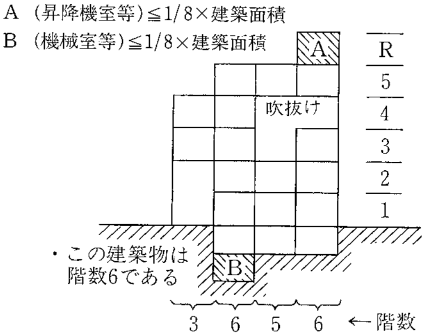

図 1.6.3　階　数

（d）　**むね飾，防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物**　　当該建築物の高さに算入しない．

（B）　**軒の高さ**（令第 2 条第 1 項第 7 号）

地盤面（令第 130 条の 12 第 1 号(イ)の場合には，前面道路の路面の中心）から建築物の小屋組，又はこれに代わる横架材を支持する壁，敷げた又は柱の上端までの高さをいう．

（C）　**階　　数**（令第 2 条第 1 項第 8 号）

建築物の一部が吹抜けとなっている場合，敷地が斜面となっている場合，部分によって階数が違う場合など，床面（階）の最大の数を，その建築物の階数という．ただし，屋上に設けられた昇降機塔，装飾塔，物見塔等又は地階に設けられた倉庫，機械室等の水平投影面積の合計が，それぞれの建築物の建築面積の 1 / 8 以内であれば，それらの部分は階数に算入しない（図 1.6.3 参照）．

重要語句　建築物の高さ　　地盤面　　軒の高さ　　階数

例　題

◀面積・高さ等の算定方法▶

（この問題の解答と解説は 27 ページにあります）

【No.　1】

面積，高さ，又は階数に関する次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．

1．前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合において，特定行政庁の許可を受けて建築物の容積率の算定に当たり当該前面道路の境界線が当該壁面線にあるものとみなす建築物については，当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は，敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しない．

2．前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合，ポーチの高さの算定については，前面道路と敷地との高低差にかかわらず，地盤面からの高さによる．

3．北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区に関する都市計画において定められている場合の高さの算定に当たっては，建築物の屋上部分にある階段室で，その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものについては，その部分の高さは，当該建築物の高さに算入する．

4．建築物の地下１階（機械室，倉庫及び防災センター（中央管理室）の用途に供する．）で，水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であるものについては，当該建築物の階数に算入する．（R１-２）

【No.　2】

面積，高さ又は階数に関する次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．

1．物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が，当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であっても，当該階段室の床面積は，当該建築物の延べ面積に算入する．

2．日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において，建築物の軒の高さを算定する場合の地盤面は，建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が３m を超える場合においては，その高低差３m 以内ごとの平均の高さにおける水平面とする．

3．隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和の規定において，建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より１m 以上低い場合においては，その建築物の敷地の地盤面は，当該高低差の $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす．

4．建築物の一部が吹抜きとなっている場合，建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては，これらの階数のうち最大なものを，当該建築物の階数とする．

（R２-2）

【No. 3】

面積，高さ又は階数に関する次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．

1．国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については，その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は，建築面積に算入しない．

2．建築物の宅配ボックス設置部分の床面積は，当該建築物の各階の床面積の合計の$\frac{1}{100}$を限度として，当該建築物の建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものを除く．）に算入しない．

3．建築物の屋上部分で，水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の$\frac{1}{8}$以下の塔屋において，その一部に休憩室を設けたものは，当該建築物の階数に算入する．

4．避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において，階段室，昇降機塔等の建築物の屋上部分で，その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の$\frac{1}{8}$以内の場合，その部分の高さは，12mまでは当該建築物の高さに算入しない．　（R3-2）

【No. 4】

図のような建築物における延べ面積，建築物の高さ又は階数の算定に関する次の記述のうち，建築基準法上，**誤っている**ものはどれか．ただし，図及び【建築物の条件】に記載されていないことについては考慮しないものとする．

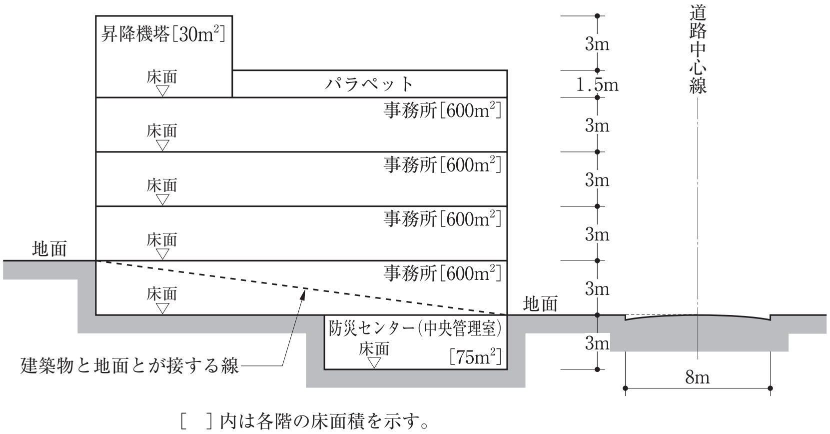

［　］内は各階の床面積を示す。

【建築物の条件】

・建築面積：600m²
・昇降機塔の屋上部分の水平投影面積：30m²
・最下階の防災センター（中央管理室）の水平投影面積：75m²
・エレベーターの昇降路の各階の床面積の合計：40m²

1．容積率の算定の基礎となる延べ面積は，2,435m²である．

2．避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さは，15mである．

3．地階を除く階数は，3である．

4．階数は，5である．　（R4-1）

解答と解説

◀面積・高さの算定方法▶

【No. 1】1．法第 52 条第 11 項により，正しい．

2．令第 2 条第 1 項第六号イの規定により，前面道路の路面の中心からの高さであり，地盤面からの高さではない．また，法第 56 条第 6 項，令第 135 条の 2 第 1 項の規定により，敷地の地盤面が前面道路より 1m以上高い場合は緩和がある．誤り．

3．法第 58 条，令第 2 条第 1 項第六号ロにより，正しい．

4．令第 2 条第 1 項第八号により，防災センターは階数に入る．正しい．〔解答〕 2

【No. 2】1．屋上部分の階段室は，令第 2 条第 1 項第四号イ〜ヘのいずれにも該当せず，延べ面積に算入される．正しい．

2．軒の高さは令第 2 条第 1 項第七号，地盤面は同条第 2 項で「その接する位置の高低差 3mを超える場合においては，その高低差 3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう」と定義されている．正しい．

3．法第 56 条第 6 項，令第 135 条の 3 第 1 項第二号により，高低差から 1mを減じたものの 1/2 だけ高い位置にあるものとみなすと規定されており，高低差の 1/2 だけ高い位置は，誤り．

4．令第 2 条第 1 項第八号後段に，一部が吹抜き等の場合の算定方法が規定されている．正しい．〔解答〕 3

【No. 3】1．法第 92 条，令第 2 条第 1 項第二号ただし書きにより，正しい．

2．令第 2 条第 1 項第四号へ，同条第 3 項第六号により，正しい．

3．令第 2 条第 1 項第八号に休憩室は含まれておらず，階数に算入する．正しい．

4．令第 2 条第 1 項第六号ロから避雷設備（法第 33 条）は除かれており，高さに算入する．誤り．〔解答〕 4

【No. 4】1．各階の床面積の合計　$30 + 600 \times 4 + 75 = 2{,}505\text{m}^2$，法第 52 条第 6 項の規定により，昇降機の昇降路の部分は容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入されない．ゆえに，容積率の算定の基礎となる延べ面積は $2{,}505 - 40 = 2{,}465\text{m}^2$．誤り．

2．令第 2 条第 2 項の規定により，地盤面の高さは道路側の地面＋ 1.5m，避雷設備の設置のための高さを算定する場合は，令第 2 条第 1 項第六号ロにより，昇降機塔までの高さになる．よって，建築物の高さは $1.5 + 3 \times 3 + 1.5 + 3 = 15\text{m}$．正しい．

3．昇降機塔の面積の建築面積に対する割合，$30 \div 600 = 1/20 \leqq 1/8$，令第 2 条第 1 項第八号の規定により，昇降機塔は階数に算入されない．また，防災センター直上の階については，令第 1 条第二号の規定により地階となるため，正しい．

4．令第 2 条第 1 項第八号の規定により，当該建築物は地下 2 階地上 3 階建て，階数 5 の建築物であり，正しい．〔解答〕 1

重 要 語 句

【あ　行】
異種基礎　81
異種用途区画　123
請負契約の適正等　293
エスカレーターの構造　164
エレベーターの構造　163
エレベーターの構造計算　164
延焼のおそれのある部分　7
延焼防止　103
屋外への出口　137
屋上広場　137
屋内避難階段・屋外避難階段・特別避難階段の構造　136
卸売市場等の位置の指定　187
卸売市場の新増築で許可を要しない範囲　187

【か　行】
開口部の補強筋　93
階数　24
階段の寸法等　62
階段の幅の合計　137
開発行為の規制　285
階避難安全検証法　148
階避難安全性能　10,147
界壁　125
改良便槽　65
各材料の許容応力度　79
各材料の材料強度　79
荷重，外力の種類と計算規定　78
仮設建築物に対する制限の緩和　246
型わくの存置期間　94
可燃物燃焼温度　103
壁厚　87
壁率比　82
換気設備の構造　57
換気設備の設置　56
完了検査　34
機械換気設備　56
基準時　14
既存建築物に対する制限の緩和　13
北側斜線制限　214
客席からの出口　137
給水，排水その他の配管設備の設置及び構造　161
狭小敷地面積　204
共同住宅・老人ホーム等の共用の廊下等の容積率不算入　197
居室　7
居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置　58
居室の天井高　60
居室の床高　60
区画避難安全検証法　147
区画避難安全性能　10,146
くみ取便所等の構造　64
クロルピリホス（白アリの駆除剤）　58
限界耐力　77
検査済証交付前の建築物の使用制限　34
建設業の許可等　292
建築　11
建築確認の特例　31
建築関係各種手続と建築確認　29
建築基準関係規定　33
建築基準法の分類　5
建築規制等　286
建築協定の認可，目的，廃止　245
建築材料の品質　80
建築士でなければできない設計及び工事監理　272
建築士の業務　273
建築士の免許及び登録　274
建築審査会　36
建築設備　6
建築物　6
建築物に附属するもの　182
建築物の基礎　81
建築物の敷地が区域，地域，地区の内外にわたる場合　253
建築物の高さ　24
建築面積　23
原動機　182
建蔽率　202
兼用住宅　182
鋼材の接合　90
工作物に対する準用　247
工事監理者　11
工事現場の危害防止　250
工事施工者　11
剛性率　78
構造計算によって安全性を確かめなければならない建築物　73
高層住居誘導地区　207
構造設計一級建築士　273
構造設計の原則　74
構造耐力上主要な部分　12
構造耐力上必要な軸組の配置の検証法　83
後退距離　204
高度地区　221
高度利用地区　221
高力ボルトの孔径　90
骨材　91
小荷物専用昇降機の構造　164
小屋裏隔壁　125

【さ 行】

採光が必要な居室等 52
採光関係比率 53
採光補正係数 53
採光補正係数算定値の例外 54
採光補正係数の特別な値 53
敷地 12
敷地地盤面と道路面に高低差のある場合 212
敷地内に広い空地を有する建築物に対する特別措置 229
敷地内の避難上及び消火上必要な通路 143
軸組の種類と倍率 84
地震力 85
自然換気設備 56
自動車車庫 182
私道の築造基準 174
私道の変更又は廃止の制限 176
児童福祉施設等 52
屎尿浄化槽の性能 66
地盤面 24
遮炎性 106
遮炎性能 10,120
遮音性能 62
遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の例示仕様 61
遮熱性 106
住宅等の地下室の容積率不算入 196
重要文化財の再現 13
主任技術者 294
主要構造部 7
準耐火建築物 9
準耐火構造 8,112
準耐火構造の例示仕様 113
準耐火性能 10,113
準不燃材料 8
準防火性能 10
準防火地域 226
上位の性能を有する材料，構造等 9
床版の厚さ 92
消防用設備等 303
書類の閲覧 36
設計 11
設計者 11
設計図書 11
設備設計一級建築士 273
全館避難安全検証法 148
全館避難安全性能 10,148
前面道路による緩和 206
層間変形角 77
総合設計制度 229
側端部分 82
組積造 86
組積造と補強コンクリートブロック造の塀の比較 89

【た 行】

耐火建築物 9,103
耐火建築物の定義 105
耐火建築物の内装制限 145
耐火構造 7,103
耐火構造の例示仕様 105
耐火時間 104
耐火性能 10
耐火性能検証法 107
大規模の建築物の主要構造部 49
大規模の修繕，模様替 12
大規模木造建築物 51
大規模木造建築物に対する緩和 86
耐水材料 9
耐力壁の厚さ 93
高さ制限 204
竪穴区画 123
単体規定と集団規定の適用範囲 5
地階 12
地階における住宅等の居室の技術的基準 52
地区計画等 222
中央管理方式の空気調和設備 56
中間検査 34
調理室の内装制限 146
直通階段への歩行距離 134
定格速度 163
定期報告 35
出入口の幅の合計 137
出隅部分の鉄筋の末端 91
鉄筋コンクリート造 91
鉄筋のかぶり厚さ 93
鉄骨造 89
鉄骨のかぶり厚さ 95
電気設備 162
天空率 216
倒壊防止 103
道路斜線制限 205
道路斜線制限の緩和 209
道路と敷地の関係 175
道路内の建築制限 176
道路の定義 173
道路の測り方 174
特殊建築物 6
特殊建築物等の内装制限を受ける規模とその制限内容 144
特定街区 221
特定行政庁 11
特定天井 12,81
特定道路 199
特定避難時間 109
特定防火設備 120
特定用途制限地域 187
特別地区 285
特別用途地区 186
特例容積率適用区域制度 201
都市計画の内容 284
都市再生特別地区 221

【な 行】

長屋又は共同住宅の各戸の界壁の構造 60
難燃材料 8
二以上の直通階段を設けなければならない場合 134
軒の高さ 24
延べ面積 23

【は 行】

排煙設備の構造 138
排煙設備の設置 138
柱の脚部 89
柱の主筋，帯筋 92
柱の小径 83,92

柱の防火被覆　89
柱の有効細長比　82
日影規制　219
非常用の昇降機の設置及び構造　165
非常用の照明装置　141
非常用の進入口　141
非損傷性　106
必要壁量　85
避難安全検証法　146
避難階段・特別避難階段を設けなければならない階　135
避雷設備　162
火を使用する室などに設けるべき換気設備　56
風圧力　85
複筋ばり　92
不燃材料　8
不燃性能　10
不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途　227
平均地盤面　219
壁面線の指定　176
壁量充足率　82
偏心率　78
防煙壁　138
防火区画検証法　107
防火構造　8, 116
防火構造の屋内側の被覆について　117
防火構造の例示仕様　117
防火上主要な間仕切壁　125
防火性能　10, 116
防火設備　120
防火地域　226
防火地域内及び準防火地域内の屋根　227
防火壁　121
法第 22 条区域内の建築物の防火上の措置　50
法第 42 条第 2 項道路　173
法の適用除外　13
放流方法　64
補強コンクリートブロック造　88
保有水平耐力　77
ホルムアルデヒド発散建築材料の区分　59

【ま　行】

見付面積　85
面積区画　121

【や　行】

有効採光面積　53
容積率　195
容積率の緩和　199
用途，構造，規模による防火区画　121
用途地域　54, 285
用途地域の種類と目的　181
用途地域別の用途制限　183
4 週圧縮強度　91

【ら　行】

隣地斜線制限　212
廊下の幅　133

【欧　文】

Ｄの値の緩和　54

『合格対策　一級建築士受験講座』
編集委員長　中村光彦（工学博士，一級建築士，全日本建築士会会長）
　2024年版「法規」分科会編集長　大金良吉（一級建築士，建築基準適合判定資格者）

合格対策
一級建築士受験講座　学科Ⅲ（法規）令和6年版

2023年11月15日　　初版第1刷発行

編　集　一般社団法人 全日本建築士会
発行者　柴山　斐呂子
印刷所　モリモト印刷
製本所　モリモト印刷

発行所　**理工図書株式会社**
〒102-0082　東京都千代田区一番町27-2
電　話　03（3230）0221（代表）
ＦＡＸ　03（3262）8247
振替口座　00180-3-36087番
http://www.rikohtosho.co.jp
お問合せ　info@rikohtosho.co.jp

©一般社団法人 全日本建築士会　2023
Printed in Japan

ISBN 978-4-8446-0935-3 C3052

JCOPY ＜出版者著作権管理機構　委託出版物＞
本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

合格対策 **一級建築士受験講座** 令和 6 年版

一般社団法人 全日本建築士会編 B5判 / 全5冊 / 定価 各 4,235 円（税込）

学科 Ⅰ 計画

学科 Ⅱ 環境・設備

学科 Ⅲ 法規

学科 Ⅳ 構造

学科 Ⅴ 施工

60 年の実績を有する本講座の特色

本書一冊で、要点総まとめ・精選問題集・用語集の三冊以上の価値！

◆ 真に役立つ知識が短時間で身につくよう解説を最小限にまとめ、重要なデータをコンパクトに収めながら基本を確実にマスターできるように配置した。

◆ 既出の問題を徹底的に分析し、その解説を通じて応用的な知識を得られるように問題に工夫した。

◆ 必要最小限な用語集として重要語句を欄外に明示し、巻末に索引を収載した。

建築計画学 B5 判 /380 頁 定価 3,960 円 (税込)

著者：松本直司・瀬田恵之・高井宏之・建部謙治・谷田 真
中井孝幸・矢田 努

生活空間を創造するための技術である建築計画を学問として体系化したものが建築計画学である。本書は、建築を初めて学ぶ学生を対象とし内容がわかりやすいことを心がけたが、特別な項目を深く掘り下げている箇所が散見される。それらについては、一通り学んだ後にでも再読いただくと、その有用性が認識されるものと考えている。

建築施工を学ぶ B5 判 /296 頁 定価 3,960 円 (税込)

著者：谷川恭雄・池田宏之・宇野康則・坂本秀明・富田彰則・西之園一樹
野中知秀・平岩 隆・堀 政広・宮部憲一・森堅太郎

大手建設会社で多くの施工経験を持つ第一線の技術者が、建築学科学生のための入門書として執筆したもの。工事種別ごとの基礎的事項をわかりやすく説明している。また、建築士試験問題および建築施工管理技士試験問題についても頻出する項目を本文中に明示した。

建築材料を学ぶ B5 判 /274 頁 定価 3,520 円 (税込)

著者：谷川恭雄・青木孝義・河辺伸二・黒川善幸・鈴木清孝・寺西浩司
畑中重光・濱崎仁・平岩陸・丸山一平・三島直生・山田和夫・山本貴正

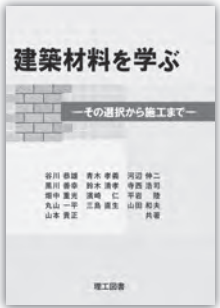

建築学科学生のための建築材料の関する入門書。建築物に使用される材料を、安全性を支える「構造材料」と機能性や意匠性を持たせる「非構造材料」に大別して、各々の基礎的事項についてわかりやすく説明し、「材料の選択と施工の実例」も載せている。それにより建築設計製図や建築士試験についても活用できるようになっている。

建築生産（改訂版） B5 判 /272 頁 定価 3,520 円 (税込)

編著者：古阪秀三

紙面を刷新し全訂新版として発行。基本的には、初学者、実務者、教育者、研究者、理解者の人達に、少しでも建築生産の世界をより正確に理解していただくための教科書という当初の目的と、広義の建築生産を第 I 部で扱い、狭義の建築生産を第 II 部で扱っている。

理工図書
〒102-0082 東京都千代田区一番町 27-2 TEL: 03(3230)0221 FAX: 03(3262)8247
https://www.rikohtosho.co.jp/　お問合せ：info@rikohtosho.co.jp